

2025年度

サレジオ工業高等専門学校

情報公開

(1. 教育研究上の基礎的な情報)

2025年9月現在

(1)学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称及び教育研究上の目的
及び学校教育法施行規則第百六十五条の二 第一項規定により定める方針



学科紹介

人々の生活に、潤いと豊かさを与えることをできるのが、色々なデザインです。デザイン学科では、自由な発想で提案できるデザイナーを「5年間一貫教育」で育成していきます。基礎技術を身につけ、感性を磨き、広い視野で総合デザイン提案を行う実習へ、段階的に学んでいきます。

※2025年度からは情報工学科が中心となったサレジオ高専の教育体制になります。

教育目的

本学科は、早期教育によって幅広くデザイン能力を磨き、高度な専門性、国際性、人間性をもつ、善きデザイナーを養成することを目的とする。

デザイン学科

Art & Design

デザインが社会のさまざまな問題を解決に導く力をもっていることが広く認識されるようになった現代において、デザインを学ぶ学生はあらゆる業界から益々注目を集める存在となりつつあります。全国の高専唯一となるデザイン学科では、高度な専門性、国際性、人間性溢れるデザイナーの育成を目指します。

本学科の教育の柱

● プロダクト&インテリアデザイン (立体系)

工業製品全般／家具／室内・空間設計などの分野

● ヴィジュアルコミュニケーションデザイン (平面系)

グラフィック／エディトリアル／広告／パッケージ／印刷／Web／UIなどの分野

資 格

カラーコーディネーター検定試験・DTPエキスパート認定試験など、資格取得を奨励しています。

色や印刷技術に関して、より深く学び、将来就職時に有利になる資格・認定の取得についても、バックアップしています。



個性を伸ばしデザインの力で 社会に貢献する人材を育てる

1～2年次はデッサンをはじめ、色彩構成や立体造形などさまざまな演習課題を通して、若い感性を刺激し、自らの得意分野を探りながら造形表現の基礎となる技術と知識を幅広く身につけます。3年次以降は、実践的なデザインワークや専門技術・理論を通して「ものづくり・ことづくり」に幅広くふれ、プロダクト・インテリアデザイン、グラフィックデザインなど各分野での活躍をめざします。



学外との取り組みにチャレンジ！

放課後には有志が学年を超えて学校プロジェクト「全国高専デザコン (P. 18 参照)」や学外のコンペ等に取り組んでいます。産官学連携プロジェクトでは、社会の要請に応じた実践的なデザイン活動を通して提案を行い、学外からも高い評価を得ています。また、長期休暇には外部講師を招いた特別講座も開催しています。



大学にも勝るとも劣らない充実の学科施設・設備

アイデアを具現化するためのPC (Mac & Windows) 施設や、本格的な木工、金工、陶芸等の制作が行える工房設備や実習室は、実践的な授業を行うだけでなく放課後も個人作業や自主制作等に活用する事ができます。

1年

基礎デザイン2 (デッサン)
基礎デザイン4 (色彩構成)

デザイン表現の基礎となる要素 (色、形、空間、構成など) を用いた演習課題で作品制作に取り組みながら、平面・立体領域の表現方法を学びます。

A デッサン講評会
B 色彩構成発表風景

2年

基礎デザイン5 (立体・空間構成)
基礎デザイン7 (実材)

自らのアイデアを具現化するために、工房での実材演習からコンピュータグラフィックスによる作品制作まで、さまざまな技能演習に取り組みます。

C 立体デザイン作品制作 講評会
D シルクスクリーン印刷 作業風景

3・4年

デザイン実習1・2

グラフィックデザイン、プロダクトデザイン、インテリアデザインなどの専門領域の実習課題に幅広く取り組み、デザイン提案に必要なプロセスや知識を横断的に学びます。

E グラフィックデザイン作業風景
F 立体系デザイン講義風景

5年

卒業研究

それぞれの進路に合わせて研究室を選択し、設定した研究テーマのもとに実践的なデザインプロセスに沿って、これまでに学んだ専門領域の技能と知識を駆使して提案をまとめます。

G 卒業研究制作物

進学・就職へのサポート

キャリアセンターからの進路情報に合わせて、デザイン学科では学生一人ひとりの特性を見極めながら、卒業研究担当教員を中心に担任や学科進路指導教員など複数教員による進路相談・進路指導 (履歴書の書き方から面接練習、ポートフォリオ指導など) をきめ細かに行います。また、企業からOB等を招いた企業説明会を年複数回開催し、直接の対象学年だけでなく低学年次の学生にも早期から実際の仕事の現場の様子を知り、将来を検討してもらう機会を提供しています。

おもな進路 (2018～2023)

デザイン学科の進路希望は、進学30%、就職70%が平均的な割合です。進学先は国立大学をはじめ都内主要私立美大や工学部のデザイン・建築学科などが主な対象です。また就職は、大手企業から個人事務所までOBの就職先を中心にさまざまな業界から求人を頂き、デザイナー職を筆頭にもものづくりに関わる幅広い職種に人材を輩出しています。

おもな進学 (3年次編入学) 実績

【国立】千葉大学、京都工芸繊維大学 【私立】多摩美術大学、武蔵野美術大学、東京造形大学、日本大学芸術学部、日本大学理工学部、京都芸術大学、大阪芸術大学、東北芸術工科大学、横浜美術大学、玉川大学、拓殖大学、京都伝統工芸大学校 他

おもな就職実績

(独) 国立印刷局、凸版印刷 (株)、(株) 廣済堂、(株) 東急エージェンシープロミックス、(株) 東京アドデザイナーズ、(株) 本田技術研究所、(株) コクヨ、(株) アイリスオーヤマ、YKK (株)、(株) ミドリ安全、(株) ヴァンドームヤマダ、(株) 三越伊勢丹プロパティ・デザイン、高島屋スペースクリエイツ (株)、(株) 丹青TDC、TOTO バスクリエイイト (株)、ミサワホーム建設 (株) 他



サレジオ高専
Salesian Polytechnic



EE

UNLIMITED POWER

HOME - 電気工学科

About EE

電気工学科について

※2025年度からは情報工学科が中心となったサレジオ高専の教育体制になります。

学科紹介

電気エネルギーの発生から有効利用までを総合的に学ぶ、電気主任技術者認定学科です。パワー...



教育目的

本学科は、電気工学の基礎知識及び技能と技術を修得し、それらを実践的な課題に応用できる技...



電気工学科

Electrical Engineering

「第二種電気主任技術者」の認定学科として、電気エネルギーの発生から有効利用までを総合的に学びます。再生可能エネルギー、メカトロニクス、マテリアル科学、パワーシステム、パワーエレクトロニクスの各分野の根幹技術をバランスよく学び、社会適応能力と国際的な視野を持った、心豊かな実践型エンジニアを育成します。

本学科の教育の柱

- **再生可能エネルギー**
持続可能な社会を築く(太陽光・風力・波力発電、ソーラーカー)
- **メカトロニクス**
ロボット技術を支える(マイクロコンピュータ、自動計測・制御、精密加工)
- **マテリアル科学**
科学技術の基盤(電気電子材料、導体、絶縁体、半導体、磁性体)
- **パワーシステム**
電気社会の礎(発電、送電、配電、受電、オール電化)
- **パワーエレクトロニクス**
電気エネルギーの変換と制御技術(磁気浮上、リニアモーターカー)

資格

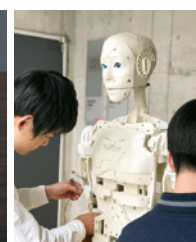
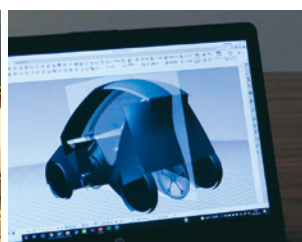
国家資格取得に有利な認定学科

- 第二種・三種電気主任技術者認定学科
- 第二種電気工事士1次筆記試験免除学科



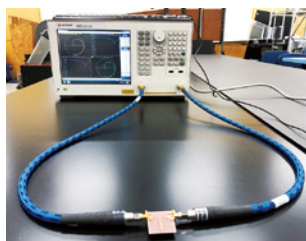
「技能」「技術」から「研究」「開発」まで

多様化し進化していくテクノロジーにいつでも対応できるよう、専門基礎科目と各種実験実習で基本的な「技能」「技術」を身につけます。そして特色あるコンテスト型教育(電動ビークルコンテスト、ミニソーラーカーコンテスト、ラジコンミニ四駆)や卒業研究等で、アイデアを実現するための「研究」「開発」能力を養います。



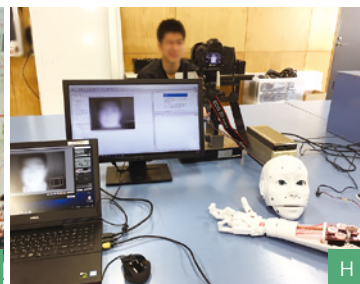
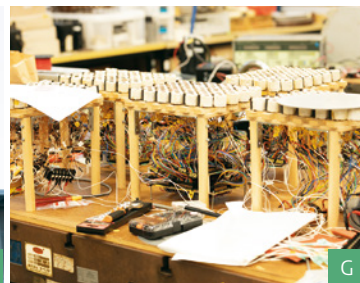
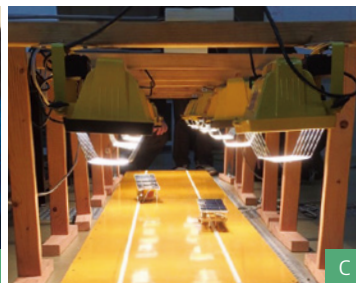
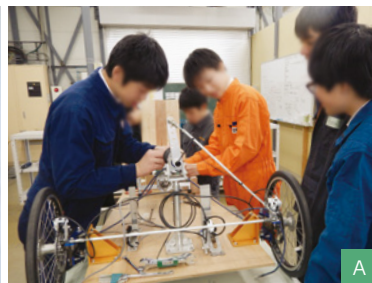
電気エネルギーを応用した活動へのチャレンジ！

電気工学科の学生が取り組んでいる活動は、学内にとどまらず学外の競技やイベントにも参加します。電気の知識や技術を応用して活用できる力「総合技術」「実践力」を育みます。



充実の学科施設・設備

電気工学科では実践的な技術を学ぶための実験設備が数多くあります。5年間の実験を通して産業界の多様な技術に対応できる技術者を育成します。



1年

電気工学基礎

電気工学の基礎的な理論・現象に対する理解を深めます。オリジナルの電動カート製作を通してものづくりの基礎を体験で学びます。

- A 電動カート製作
- B 走行会

2年

創造設計

クラス全員で課題に取り組み、競技を行います。基本技術の習得と応用技術への展開、コンテストを行うことでの創意工夫やチャレンジ精神、コミュニケーション力を育成します。

- C ミニチュアソーラーカー製作
- D ラジコンミニ四駆の製作

3・4年

電気工学実験

電気工学に関する創造力や論理的思考を育成するため、電気機器、電気電子回路、計測・制御、電子物性等の現象について学習します。再生可能エネルギーなどの新しい技術も学びます。

- E 風力・太陽光発電システムの制御実験
- F リニアモーターカーの走行実験

5年

卒業研究

5年間の集大成として自主的にテーマを選定し、エネルギー、モビリティ、ロボット、プログラミング、ライフサポートなどのさまざまな技術について1年間かけて研究を行います。

- G 誘導型磁気浮上推進装置
- H ウィンクを感知して動くヒト前腕部電動義手

進学・就職へのサポート

電気工学科では、キャリアアップを目的として資格取得を推奨しており、第二種電気工事士の受験対策を始めとして、更に上を目指す学生には第一種電気工事士や電験三種の指導も行っています。電気工学実験では学科コンテストで創造力を養うとともに、口頭発表や口述試験などでコミュニケーションスキルの向上をはかるなど、普段の授業から将来にわたって活躍できるための人間力を育成しています。就職活動では所属する研究室ごとで一人ひとりにあった指導を行っています。

おもな進路(2018～2023)

就職、進学ともに希望者の進路決定率は100%です。幅広い業種から求人があり、電力、エネルギー、電機、家電、電気設備、ビル管理、運輸、自動車、精密機械から、食品、医療、通信、印刷などさまざまな分野に就職しています。進学は、本校専攻科を始めとして、主に首都圏の国公立大学の電気系学科へ進学しています。

おもな進学(3年次編入学)実績

【国立】秋田大学、電気通信大学、東京農工大学、豊橋技術科学大学、長岡科学技術大学 【私立】早稲田大学、東京理科大学、立命館大学、東京電機大学、東京都市大学、日本大学、湘南工科大学、工学院大学、サレジオ高専専攻科 他

おもな就職実績

アマゾンジャパン合同会社、出光興産(株)、(株)NTTファシリティーズ、(株)関電工、キヤノンメディカルシステムズ(株)、(株)きんでん、KYB(株)、(株)小松製作所、サントリーホールディングス(株)、(株)JALエンジニアリング、JR貨物、JR東海、(株)SUBARU、ダイキン工業(株)、テルモ(株)、東京エレクトロン(株)、東京地下鉄(株)、東芝エレベータ(株)、東芝プラントシステム(株)、東芝三菱電機産業システム(株)、東レ(株)、トヨタ自動車(株)、(株)ニコン、本田技研工業(株)、森永乳業(株)、(株)安川電機、山崎製パン(株)、雪印メグミルク(株) 他



学科紹介

2008年から学科名称を「機械電子工学科」としてスタートした学科です。

機械・電子複合技術を意識した技術者養成教育を実践してきた「電子工学科」は「機械電子工学科」に進化し、エンベデッドシステム開発者、3D CADオペレータ、システムデザイナーの養成を目指しています。

※2025年度からは情報工学科が中心となったサレジオ高専の教育体制になります。

教育目的

本学科は、電子工学分野と機械工学分野を教授し、機械・電子複合技術を意識した技術者養成を行い、人間性、創造力、コミュニケーション力を有した技術者の養成を目的とする。

機械電子工学科

Mechanical &
Electronic Engineering

環境問題や感染症対策など「持続可能」がテーマとなる時代になりました。IoTを用いた遠隔操作や自動化技術への期待が高まっています。機械電子工学科は「探究する」「創造する」という横断的な学びであるSTEAM教育の実践を通じて持続可能な開発目標（SDGs）を達成できるエンジニア・研究者の育成を目指しています。

本学科の教育の柱

次の分野における基礎的な知識、技術を習得し活用できる能力を養う。

● 産業応用

ロボット、メカトロニクス、マイコンプログラミング、CAD/CAM、家電製品、アンプ、スピーカー、モータ

● 情報通信

スマートフォン、ネットワーク、IoT、レーダー、GPS、自動運転関連技術、マルチコプター（ドローン）、音響

● 機械・電子材料

平面・立体加工、3Dプリンタ、金属、プラスチック、新素材、発光ダイオード（LED）、各種センサ

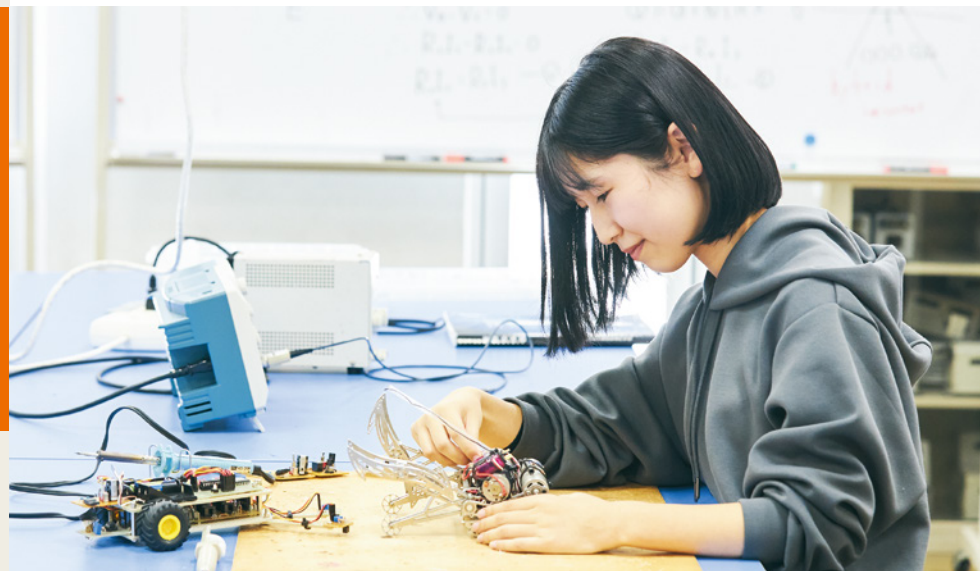
資 格

● 卒業後得られる資格

申請のみですぐ交付されるもの
第二級陸上特殊無線技士（総務省）
第二級海上特殊無線技士（総務省）

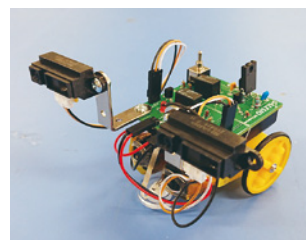
● 一部試験科目が免除されるもの

5年創造設計学は、VEリーダー（VEL）試験の受験資格要件である12時間以上のVE研修の受講に相当します。



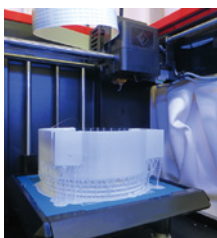
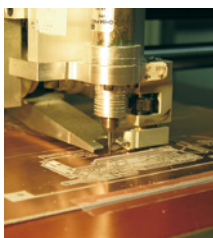
実践的な「メカトロニクスエンジニア」の育成

機械・電気・電子・情報の各工学知識や技術が融合した本学科では、電気・機械工学の基礎から発展を座学で学び、実験と演習で「ディスカッション」「プレゼンテーション」「論理的思考」を取り入れ実践力を身につけます。学科プロジェクトとしては通年での「各種資格取得講座」「ものづくり講座」を開設、また学内外のコンテスト活動やイベントにも積極的に参加し、学生の自主性も促します。



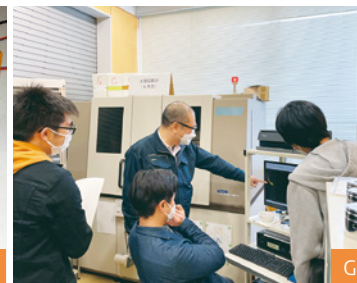
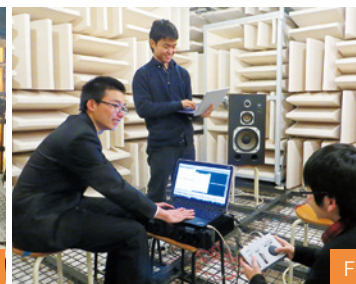
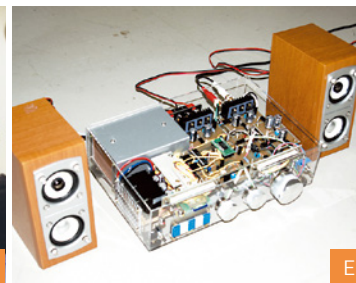
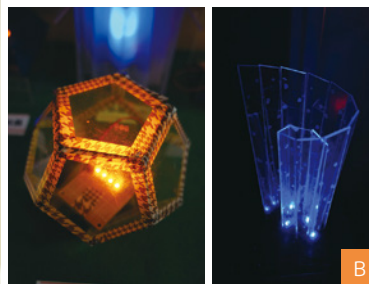
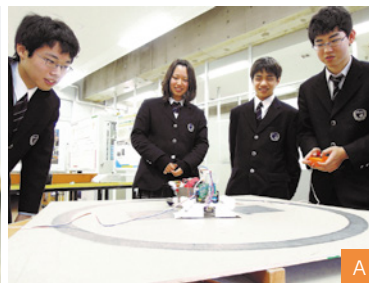
もう一つの機械電子工学科 学科プロジェクト！

メカトロニクス技術の実践力養成を目指し、学生主体で活動する学科独自の技術交流の場です。また、学科プロジェクトとして各種資格取得（電気工事士、アマチュア無線、DD3種、CAD利用技術者、品質管理（QC）検定、アーク溶接、ガス溶接、グラインダー）も支援しています。



通信・音響・材料・電子回路・機械加工にいたる充実した教育設備

本学科では実物を使った臨場感の高い技術教育を実施しています。実物の迫力が学生のスキルアップを推進しています。



1年

アイデア発想を重視した ものづくり

共通テーマに沿った「ものづくり」から「テストラン」、「報告書作成」および「ディスカッション」、「プレゼンテーション」を通して総合的な教育を行います。

A 演習の様子

B ムードランプの製作

2年

論理的思考・ものづくり 基礎力のトレーニング

教育用ロボットを使用してプログラミング実習を行います。また、金属板の切断・穴あけ・折り曲げ加工、およびアーク溶接など基礎技術も習得します。

C プログラミングのためのディスカッション

D 溶接実習

3・4年

基礎力の育成

機械・材料・電子・制御・通信・音響の分野をバランス良く配置した実験・実習を行います。座学で得た知識の融合・複合から、メカトロ技術者に必要な応用力の涵養をはかります。

E 自作アンプの特性実験

F 無響室における音響実験

5年

卒業研究

本学科STEAM教育の集大成です。これまで学んだ知識、得てきた経験、伸ばしてきた創造力を発揮し、自分自身で決めた研究を行い専門家として成長します。

G 卒業研究風景

H 学会発表の様子

進学・就職へのサポート

機械電子工学科では“働く”をイメージするために各学年で企業見学を実施して職場の雰囲気を経験しています。また、低学年から学問に対し自信をつけるとともに、専門科目を学ぶうえでの意識改革を目的に「資格取得支援プロジェクト」を実施しています。さらに大学進学希望学生に対しては模擬テストや編入学対策講座を実施しています。

おもな進路（2018～2023）

最近5年間の進路決定率は、毎年100％で、その間の平均進学率は42％となっています。サレジオ高専専攻科への進学希望者が増加し、学士取得と大学院進学の可能性を夢見る学生が増えています。就職については、高専枠を利用した就職活動ができることが大きなメリットとなり、魅力ある第1志望の企業より内定をいただくケースが多いのも特徴です。

おもな進学（3年次編入学）実績

【国立】東京工業大学、東京農工大学、豊橋技術科学大学、長岡技術科学大学、千葉大学、北見工業大学、岐阜大学、神戸大学、島根大学、富山大学 他 【私立】東京電機大学、東京理科大学、日本大学、東海大学、埼玉医科大学、立命館大学、サレジオ高専専攻科 他

おもな就職実績

(株)IHI、旭化成(株)、アマゾンジャパン合同会社、伊藤ハム(株)、(株)関電工、キヤノンメディカルシステムズ(株)、京王電鉄(株)、サッポロビール(株)、佐藤製薬(株)、サントリービール(株)、シチズン時計(株)、蛇の目マシン工業(株)、(株)SUBARU、大和製罐(株)、(株)電巧社、東海旅客鉄道(株)、(株)東芝、東芝エレベーター(株)、東京ガス(株)、(株)ニコン、パナソニックシステムネットワークス(株)、(株)日立ビルシステム、富士通(株)、(株)堀場製作所、三井造船(株)、(株)村田製作所、森永乳業(株)、山崎製パン(株)、雪印メグミルク(株)、(株)ロッテ 他



学科紹介

パソコンや携帯電話だけではなく多くの製品やシステムにコンピュータが組み込まれています。情報工学科では、情報工学の基礎とともにコンピュータハードウェア、ソフトウェア、情報ネットワーク技術を身につけ、実践能力を備えた情報技術エンジニアやネットワークエンジニアの養成を目指していきます。

※2025年度からは情報工学科が中心となったサレジオ高専の教育体制になります。

教育目的

問題を発見し、情報技術（ICT）を効果的に使用して解決する。これからの社会ではこれは極めて重要である。

本学科はこのような認識のもと、情報工学を中心とした基礎工学を教育することにより、社会が要求する情報技術の素養をもつ人材を養成することを目的とする。

情報工学科

Computer Science & Technology

社会にあるさまざまな問題を「情報技術」で解決する！世界中のIT系エンジニアがもつこの気概を情報工学科では“プロダクトマインド”と呼んでいます。このマインドを持った、より実践的な技術者の養成が本学科の目標です。10年後にどのような技術が主流となっているか分からない情報工学の世界で、創造性に富んだ、IT技術エンジニアの育成を目指します。

本学科の教育の柱

● 情報工学の基礎

情報数学、アルゴリズム

● コンピュータハードウェア

情報工学概論、電気回路、論理回路、計算機アーキテクチャ

● ソフトウェア

プログラミング言語、オペレーティングシステム、プログラム開発

● 情報ネットワーク

ネットワーク構築、サーバ構築、データベース

資格

各種資格試験をバックアップ

情報工学科では国家資格である情報処理技術者試験をメインに各種資格試験のバックアップのための特別講座などを用意して学生の資格取得を応援しています。



“プロダクトマインド”の精神を大切にした教育

本学科では、未知の新しい技術に対応するための「基礎学力」を重要視しており、その基礎の上に専門科目を積み上げています。そのうえで「グループ学習によるソフトウェア開発学習」「プログラミングコンテスト」等の実践・体験・創造を引き出す豊富な体験型授業のほか、現役エンジニアやOB・OGによる講義等も取り入れることで、基礎基本とあわせて“ものづくり”の大切さを理解していきます。



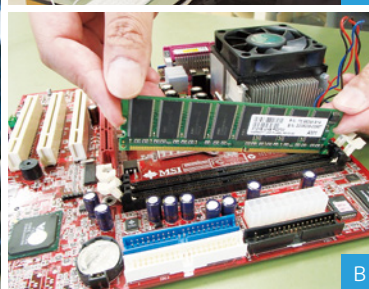
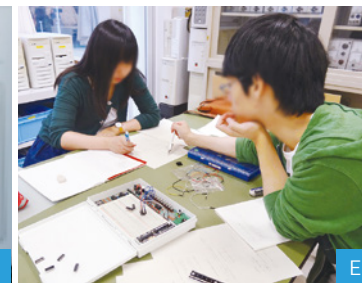
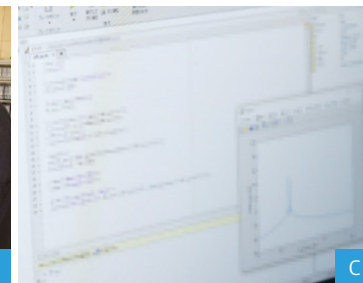
座学も実験も大切にする

情報工学科の教育の柱は「コンピュータハードウェア」「ソフトウェア」「情報ネットワーク」の3つですが、もう一つの要素として、基礎となる「情報数学」と「アルゴリズム」を2～3年次で学びます。座学部分と実験部分、常に2つの側面から学ぶのが大きな特徴です。



充実の学科施設・設備

プログラムはもちろん、ハードウェアから情報ネットワークに関する実験・実習まで、柔軟に対応できる教室で授業を行います。



1年

情報工学導入教育

プログラミングだけでなく情報工学の基礎を学びます。普段ゲームをしているコンピュータがどのように作られているか、社会ではどのように利用されているのかを学びます。

A B 情報工学概論（PCの組み立て演習）

2年

情報工学実験1・2

2年生から本格的な実験が始まります。手を動かして組み立てたLEGOロボットをプログラムで動かす実験では、楽しみながら「ものづくり」を勉強していきます。

C プログラミング
D 実験1（組み込みシステムプログラミング）の様子

3・4年

情報工学実験3・4 情報工学実験5・6

この実験では画像処理、数値計算、UNIX、ネットワーク、信号処理等のプログラミングを学習します。教員が設定したテーマで高度な情報処理を体験できます。

E 実験3（論理回路作成）の様子
F 実験5（ネットワーク構築）の様子

5年

卒業研究、学科プロジェクト

卒業研究は5年間の集大成。情報工学の各分野の専門家である教員が学生の興味を引き出して研究を行います。がんばった研究は国内の学協会や国際会議で発表されることもあります。

G さまざまなコンテストへチャレンジするために切磋琢磨する学科プロジェクト
H 卒業研究（制御情報研究室）

進学・就職へのサポート

情報工学科では、早い段階から「進学先」「就職先」等の相談に対し、全教員で個別対応を行います。また、卒業生を招いて、学科独自の就職研究（OB・OG座談会）を開催するなど、キャリアセンターと連動しながら「100%進学」「100%就職」を目指します。

おもな進路（2018～2023）

情報工学科では進路は進学30%・就職70%程度で推移しています。進学は国公立大学から私立大学までと広く、専攻分野も情報系に限らず経営工学系なども含まれます。就職は大手企業から中小のソフトウェア会社まで、会社規模は多岐にわたっており、高専卒を利用した有利な就職活動を展開できるのが特徴です。

おもな進学（3年次編入学）実績

【国立】電気通信大学、東京農工大学、千葉大学、金沢大学、静岡大学、山梨大学、信州大学、京都工芸繊維大学、長岡技術科学大学、豊橋技術科学大学、岩手県立大学（公立） 【私立】日本大学、東京工科大学、工学院大学、東京電機大学、東京都市大学、東京理科大学、東京情報大学、湘南工科大学、サレジオ高専専攻科 他

おもな就職実績

富士通(株)、アマゾンジャパン合同会社、チームラボ(株)、LINE(株)、(株)サイバーエージェント、(株)カカココム、(株)MIXI、オムロンフィールドエンジニアリング(株)、SUBARUテクノ(株)、パナソニックコネクツ(株)、(株)ドコモCS、キャノンマーケティングジャパン(株)、(株)Blueship、(株)FIXER、(株)シーエーシー、(株)OEC、KDDIエンジニアリング(株)、(株)KDDIウェブコミュニケーションズ、東芝ITサービス(株)、(株)NTT-ME、NTTコムエンジニアリング(株)、アイ・システム(株)、(株)日立ビルシステム、(株)日立情報通信エンジニアリング、タマテクノシステム(株)、日本フィールド・エンジニアリング(株) 他



Advanced Course of Production
System Engineering

専攻科

教育目的

専攻科は、高等専門学校等の高等教育機関において基礎的かつ実践的教育を受けた者に対し、さらに専門的な分野について精深な教授を行い、自ら新しい分野を開拓できる能力を有する、実践力のある開発型技術者を養成することを目的とする。

専攻科について

本科修了後、更なる研究活動を続ける過程が「専攻科」です。少数精鋭で、大学3・4年に相当します。

専攻科の特長、研究室、独自の活動、進路、在校生の声などを以下のPDFで詳しくご紹介します。

2024年度 募集要項

サレジオ工業高等専門学校

専攻科

生産システム工学専攻

Advanced Course of Production System Engineering

【アドミッションポリシー】

専攻科課程では、ディプロマポリシーに示される「基礎力」「専門力」「コミュニケーション力」「人間性」「国際性」を備えた技術者を育成するために、以下のような人を受け入れます。

1. 本校専攻科課程に入学するまでの学修において、確かな基礎学力及び主体的に学ぶ態度を身につけた人
2. 物事を論理的に考え、それらを文章や言葉で表現できる人
3. 技術者として社会に貢献したい人
4. 基本的なコミュニケーション力を身に付けている人

【ディプロマポリシー】

専攻科課程では、教育目的を実現するために以下のような力や気質を身に付け、所定の期間在学し、所定の単位を修得した学生に対して修了を認定します。

- A. 基礎力 : 自身の専門について、常に基礎に還り、新知識を創り出す能力を養う
- B. 専門力 : より高度な専門領域について、講義、演習、実験や研究を通して知識のみならず、学ぶ力を養うことにより創造的研究開発能力を得る
- C. コミュニケーション力 : 発表の場(学内発表、学会発表)において、論文作成、研究発表(情報発信)、質疑応答を行い真の意味でのコミュニケーション力を養う
- D. 人間性 : 学問を通して人間性を養い、良き技術者となる
- E. 国際性 : 国際的な視野を持って研究を行い(文献調査や国際会議参加など)、自身の研究の位置づけを理解するとともにエンジニアとしての国際性を身につける

少数主義の2年間で「しっかり学習」「じっくり研究」

専攻科は、高専本科5年間の準学士課程を修了後に進学し、2年間で学士を得る学士課程です。本科で学んだ基本的な勉強をベースとして、先端技術に対応できる技術的能力と創造的研究開発能力を備えた、国際性豊かなエンジニアの育成を目指しています。

サレジオ高専の専攻科は、本科(準学士課程)の電気工学科、機械電子工学科、情報工学科の3学科から学士課程(生産システム専攻)を形成しています。準学士課程で最も得意とする専門分野を修得し、学士課程である本学専攻科に入学すると本科の知識を深めるとともに、異なる学科の学問分野をも理解し、幅広い学問を学ぶことができるため、複合領域の学力を身につけることができます。また、学生の多様なニーズに配慮して、他の大学や高等専門学校等で開設されている授業科目を履修できる**「単位互換制度」**を実施しています。

専攻科入学後は、複合領域の講義や実験実習等の他に**「特別研究」**を実施します。1年生から研究室に所属され、2年間を通じて様々な「生産システム工学」といった「ものづくり」の体系をじっくり研究し、その成果を国際学会や国内の種々の学会で発表することになります。

サレジオ高専専攻科はJABEE認定校です。
本校専攻科は平成13年4月に発足し、多くの優秀なエンジニアを輩出しています。平成26年度の修了生からは日本技術者教育認定機構(JABEE)の認定を受け※、他のワシントン協定に加盟している国々のプログラム修了生と同等の技術者教育を受けたものとして、国際的に認められるようになりました。※正式名称は「サレジオ工業高等専門学校 生産システム工学プログラム」です。

本校専攻科は平成26年の「特例適用専攻科」に認定されました。
本専攻科(生産システム専攻)は平成26年の「特例適用専攻科」の認定を受け、平成27年度の修了生からは「独立行政法人 大学評価・学位授与機構」の実施する「試験」を受けることなく、「学士」の学位が授与されることになりました。

専攻科修了後は、就職はもとより、より勉強したい学生や、研究を続けたい学生は**「大学院」**へ進学します。

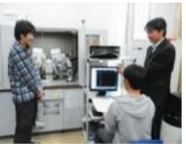
電気工学系 研究室紹介 (一部紹介)

エネルギー変換研究室 (指導教員：山下 健一郎) <http://www.salesio-sp.ac.jp/department/lab/yamasita/>



エネルギー多消費社会の現代、再生可能でクリーンなエネルギーの有効利用が望まれています。3E(経済、環境、エネルギー)のトリレンマという言葉があるように、これらを成立させることの出来るエネルギー供給システムが今後必要となります。本研究室では「海洋再生可能エネルギー」を中心に風力、波力、潮力等の自然エネルギーを利用した発電方法について研究を行っております。

機能材料研究室 (指導教員：加藤 雅彦)



本研究室では主に、熱を電気に直接変換できる熱電材料を扱っています。実用例としては、惑星探査機の電源として搭載されているラジオアイソトープ熱発電器などがありますが、発電所や工場から出る廃熱の有効利用としても期待が高まっています。高温大気中で使用できる熱電材料として、鉄、マンガン、マグネシウムなどのケイ化物に着目し、製造コスト削減や特性向上に関する研究を行っています。

生体情報計測研究室 (指導教員：吉田 慧一郎)



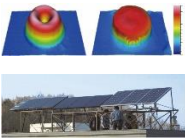
近年の地球温暖化による健康悪化問題や伝染病の世界的な流行、健康寿命と平均寿命の乖離などに対応するために身近な医療の進展が求められています。代表的な例では、パルスオキシメータやスマートウォッチの健康管理機能などがあげられます。本研究では、NIRカメラを用いた血行動態変化の可視化などの「光」を用いた医用計測技術に関する研究や、「色」や「光」と「心情」の関連性に関する研究など進めています。

他研究室 生活規範型システム研究室 (指導教員：風間 俊哉)

他研究室 地球探査研究室 (指導教員：泉 吉紀)

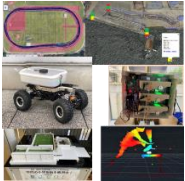
機械電子工学系 研究室紹介 (一部紹介)

産業応用研究室 (指導教員：米盛 弘信) <http://www.salesio-sp.ac.jp/department/lab/yonemori/>



本研究室では、パワーエレクトロニクスの応用を主軸として取り組んでいます。「無いモノは作る!」をモットーにモノづくりを基礎として学年隔たりなく研究活動を行っています。1年間を通じて全学生が学会等で研究発表を行い、多くの学生が表彰・受賞を受けています。産学連携・学学連携も盛んであり、産業界の研究テーマを学生の研究テーマに取り込んでいます。《研究テーマ例》①電磁誘導(IH調理器、熱処理装置、非接触給電等)②太陽光発電システム(蓄電、表面防汚等)

情報通信工学研究室 (指導教員：吉田 将司)



本研究室では、測位技術と通信技術を中心として、その複合を目指した研究を進めています。例えば、GPSを用いた自律走行に関する研究や、センサネットワーク技術を利用して富山湾の水温変化や海流調査などの海洋観測実験を行っています。また、近年増加している熱中症への対策や、スポーツにおける動作解析なども研究を始めています。

電子セラミック研究室 (指導教員：黒木 雄一郎)



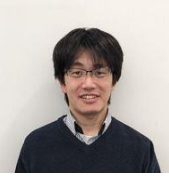
近年、環境問題やエネルギー問題、資源問題が如実に顕在化しています。このような背景の下、環境負荷の低減、省エネルギーおよび希少金属の代替などに資する新規材料の開発に大きな期待が寄せられています。本研究室では、電気・磁気・光・熱エネルギーを相互に変換するとともに、省エネルギーにも役立つ新しい無機、もしくは有機・無機ハイブリッド材料などの合成と評価を行います。

他研究室 複合材料構造研究室 (指導教員：坂口 雅人)

他研究室 情報コミュニケーション研究室 (指導教員：三輪 賢一郎)

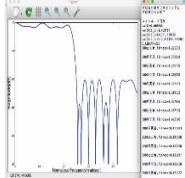
情報工学系 研究室紹介 (一部紹介)

数理科学研究室 (指導教員：須志田 隆道)



数理科学研究室では、生物内に存在する細胞組織の形態形成やひまわりなどの植物で観察される美しい螺旋模様などのパターン形成といった実際の現象をターゲットとして、それらの現象を表現するための数理モデルを構築し、どのようなメカニズムでターゲットにしている現象が起こり得るかどうかを数値計算や数学解析によって明らかにする研究に取り組みます。さらに、多くのパラメータに依存する解の振る舞いを網羅的に調べるために、大規模な並列計算を効率的に行うためのアルゴリズム開発を行います。

計測信号処理研究室 (指導教員：宮田 統馬)



デジタル信号処理は、近年のエレクトロニクスの発達により情報・通信、計測・制御、医療など様々な分野で必要不可欠な技術となっています。そこで、本研究室では信号処理の基礎的な技術であるデジタルフィルタの設計法や、信号処理を用いた高速高精度な計測を行うための技術開発に関する研究を行っています。

画像情報解析研究室 (指導教員：川村 春美)



画像はRGB3次元の情報をもつ画素の配列にしかすぎませんが、私たちはそこに映っているのは誰か、どんなシーンかを即座に知ることができます。しかしながら、それがコンピュータには難しい作業です。本研究室では、RGB情報をもつ色に着目し、1枚、もしくは、条件の異なる複数枚の画像からシーン中の被写体の色やシーン全体の照明環境を推定する研究を中心に、人間がモノを見る際の知覚特性に基づいて画像を人間が見やすいように加工する手法の研究も行いう予定です。

他研究室 数理モデル研究室 (指導教員：島川 陽一)



自分の好きな学びと高いレベルの研究

・早稲田大学大学院
環境・エネルギー研究科

坂本 大空さん 2022年度専攻科修了

私が専攻科に進学した理由は、本科で行ってきた研究を継続して取り組めることや、自身の専門分野をさらに広く、深く学びながら、高いレベルの研究に携わることができると思ったからです。

学会発表の機会も多く、実際に専攻科1年生では海外で開催される学会(国際会議)にも参加し、Best Presentation Awardを受賞することができました。

専攻科は本科の時よりも自由な時間が増えるため、仲間たちとのプライベートな時間を多く持つことができ、本科とは違った楽しみも増えました。また、学校行事や課外活動にも積極的に参加することができます。自分音好きなことに没頭したい方には、専攻科進学を強くおすすめします。専攻科への進学を迷っている方は是非、一度お話を聞きに行きましょ

う！



一貫教育による更なる成長

・IHI運搬機械株式会社
・工学院大学大学院 工学研究科 電気・電子工学専攻

小山 輝さん 2017年度専攻科修了

専攻科の強みは、本科5年間の学習を基礎として、深く幅広く学ぶことができる“一貫教育”です。電気・機械電子・情報の三分野が関係する横断的な講義と本科5年次より3年間継続して行う研究活動により、視野を広げつつ専門をとことん深めることができます。私はこの専攻科において、各学科の先生方による分野を超えた講義を通して学際的な思考力を培うことができました。また、研究活動では先生方に協力して頂きながら査読付き論文を執筆し、学会誌に掲載することができました。これらの経験は、大学院進学後も強力な武器となりました。修士課程の研究では、本科で学んだ機械電子工学だけでなく、電気や情報の知識を必要とする交流電動機のドライブ制御にチャレンジしました。このような研究を遂行できたのは、高専での研究実績と、それをサポートする横断的なカリキュラムで得られる知識と応用力のおかげです。今後の技術者人生においても、専攻科で得たことを生かして活躍できると確信しています。

専攻科進学先

専攻科を終了すると「学士」の学位を取得し、大学院へ進学すること可能となります。専攻科修了生の8割が国立大学、私立大学の大学院へと進学しています。

九州工業大学大学院、筑波大学大学院、長岡技術科学大学大学院、工学院大学大学院、芝浦工業大学大学院、情報セキュリティ大学院大学、電気通信大学大学院、東京電機大学大学院、法政大学大学院、山梨大学大学院、早稲田大学大学院、横浜国立大学大学院、慶應義塾大学大学院、北陸先端科学技術大学院大学 等

専攻科就職先

就職は大学卒業採用枠、高専専攻科卒業採用枠で受験ができます。また、本科学生と同様にキャリアセンターのサポートを受けることができます。

アイフォーコム東京(株)、旭化成(株)、(株)アルプス技研、アルプス電気(株)、池上通信機(株)、(株)NTT-NE、(株)NTTファシリティーズ、オリックス・ファシリティーズ(株)、キユーピー(株)、京セラコミュニケーションシステム(株)、(株)小松製作所、シーケーエンジニアリング(株)、(株)造研、(株)ソルクシーズ、(株)タカインフォテクノ、(株)タマディック、茅ヶ崎市役所、(株)テックスイメージ、東芝システムテクノロジー(株)、東芝プラントシステム(株)、トシマ計装工業(株)、長野計器(株)、(株)日立国際電気、(株)舞浜リゾートライン、(株)明電舎、メタウォーター(株)、ロシュ・ダイアグノスティクス(株)、(株)ユニテック、リオンサービスセンター(株)、日本海洋掘削(株)、日野自動車(株)、(株)アルファシステムズ、(株)リーブルテック、(株)ISLWARE、GHAdvancers(株)、(株)MAISON MARC、(株)日産オートモーティブテクノロジー、(株)エイチ・エス・ジェイ、日東電工(株)、(株)関電工、東芝三菱電機産業システム(株)、東京電力ホールディングス、(株)アイ・エヌ・シー・エンジニアリング 等

学会での発表

専攻科の学生は国際会議や国内の学会で様々な研究発表を行います。

【国内学会発表】

電気学会、電気設備学会、電子情報通信学会、情報処理学会、日本工学教育協会年次大会、日本AEM学会、日本熱電学会、日本感性工学会、M2M研究会、日本音響学会、バイオメディカル・ファジィ・システム学会、日本セラミックス協会、地理情報システム学会、大学コンソーシアム八王子学生発表会 等

【国際会議】

ICEMS 2018, 2019, 2021, 2022, IEOM 2018, 2019, ISEM 2016, GRE 2022, IPEC 2022 等

【受賞歴】

IPEC2022:「Excellent Presentation Award」、ICEMS 2022:「Best Presentation Award(2件)」、IEOM 219:「Poster Competition Award」、ICEMS 2018:「BEST PAPER AWARD」、情報処理学会FIT2017:「FIT奨励賞」、ICEMS 2015:「BEST PAPER AWARD」、JSEE:「研究講演会発表賞」、電気学会全国大会:「優秀論文発表賞」、電気学会産業応用部門大会:「YPC優秀発表賞」、日本カイロプラクティック徒手医学会:「優秀論文賞」、日本感性工学会大会:「優秀発表賞」、日本熱電学会:「講演奨励賞」、電気設備学会:「論文奨励賞」「学術奨励賞」「全国大会発表奨励賞」、電気設備学会学生研究発表会:「優秀賞」「準優秀賞」、大学コンソーシアム八王子学生発表会:「優秀賞」「準優秀賞」「特別賞」、日本応用数理学会:「最優秀ポスター賞」、日本セラミックス協会2022:「優秀発表賞」 等

専攻科のイベント

年間スケジュール

4月：入学式(1年生)、始業式(2年生)、5～7月：通常授業、研究活動、8～9月：研究、学会活動、10月：中間発表、11月：パネル発表(育英祭)、12月：冬期休暇、1月：特別研究論文提出、2月：特別研究発表会、フィリピン交流研修(一部の学生が対象)、3月：終業式(1年生)、修了式(2年生)、春期休暇

サレジオ工業高等専門学校

〒194-0215 東京都町田市小山ケ丘4-6-8 (代表)042-775-3020

HPは
こちら
→



Diploma Policy

ディプロマ・ポリシー (卒業・修了認定の方針)

ディプロマ・ポリシーとは、どのような学生に卒業および修了を認定するのが定める基本的な方針です。ここでは卒業・修了の要件や、卒業および修了するにあたって身に付けてほしい能力を示しています。本校の準学士課程ではさらにこれらを以下に示す5つの要素に結びつけています。

① 知識・理解、② 思考・判断、③ 興味・関心、④ 態度、⑤ 技能・表現

本校では、準学士課程と専攻科課程においてそれぞれディプロマ・ポリシーを定めています。

サレジオ工業高等専門学校のディプロマ・ポリシー

(卒業・修了認定の方針)

準学士課程

準学士課程では、以下のような能力を身に付け、所定の期間在学し、所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定します。

※2020年度にディプロマ・ポリシーが改正されました。

ディプロマ・ポリシー
2019年度入学以前

ディプロマ・ポリシー
2020年度入学以降

専攻科課程

専攻科課程では、教育目的を実現するために以下のような力や素質を身に付け、所定の期間在学し、所定の単位を修得した学生に対して修了を認定します。

専攻科課程
ディプロマ・ポリシー
2020年度入学以降

Curriculum Policy

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

カリキュラム・ポリシーとは、ディプロマ・ポリシー達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学習成果（身に付けた力や品質）をどのように評価するのかを定める基本的な方針です。

本校では、準学士過程と専攻科課程においてそれぞれカリキュラム・ポリシーを定めています。

サレジオ工業高等専門学校のカリキュラム・ポリシー

（教育課程編成・実施の方針）

専攻科課程

ディプロマ・ポリシーに掲げた能力を育成するため、一般科目において人文社会、自然科学に関する基礎学力を養うとともに、専門力を培うための専門科目を用意し、各学年に配置しています。

A 基礎力

自身の専門について、常に基礎に立ち、新知識を創り出す能力を身に付けられるよう

1. 数学や文献読解に関わる科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。
2. 専門に関わる基礎科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。
3. 特別研究を設け、新規課題に取り組みための基礎力を育成する観点から、総合的な学習を展開する。

B 専門力

より高度な専門領域について、講義、演習、実験・実習や研究を通して知識のみならず、学び力を養うことにより、創造的研究開発能力を修得できるよう

1. 実験・実習科目群を編成する。
2. 各分野の専門科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。
3. 専門分野の知識や技術を活用する問題解決型科目を設ける。
4. 特別研究を設け、新規課題への取り組みや自主的な学習を通じて、学び力、創造力、問題解決能力を育成する観点から、総合的な学習を展開する。

C コミュニケーション力

発表の場（学内発表、学会発表等）において、論文作成、研究発表（情報発信）、質疑応答を行い、真の意味でのコミュニケーション能力が身に付けられるよう

1. インターンシップを設け、職業観、マナー、情報伝達能力を育成する観点から、実習を主とした学修方法により展開する。
2. 論文執筆の作法に関わる科目を設け、演習を主とした学修方法により展開する。

D 人間性

学習を通して人間性を養い、良き技術者となるよう、

1. 技術史に関わる科目を設け、講義を主とした学修方法により展開する。
2. インターンシップを設け、社会人、技術者としての人間性を育成する観点から、実習を主とした学修方法により展開する。

E 国際性

国際的な視野をもって研究を行い（文献調査や国際会議参加など）、自身の研究の位置づけを理解するとともにエンジニアとしての国際性を身に付けられるよう

1. 外国語や文献読解に関わる科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。
2. 日本文化に関わる科目を設け、講義を主とした学修方法により展開する。

成績評価に関する方針

1. 講義科目においては、科目ごとの到達目標を設定し、試験の結果や演習・レポートなどの平常の取り組みを総合的に勘察し、到達目標に対する到達度を評価する。
2. 演習・実験・実習などの専門性科目においては、課題への取り組み状況、レポート、発表などを総合的に勘察し、到達目標に対する到達度を評価する。
3. 特別研究においては、複数指導方式（主査・副査制）を設け、研究成果をまとめた論文や制作、研究発表、取り組み姿勢などを総合的に勘察し、到達目標に対する到達度を評価する。

Curriculum Policy

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

カリキュラム・ポリシーとは、ディプロマ・ポリシー達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果（身に付けた力や素質）をどのように評価するのかを定める基本的な方針です。

本校では、準学士過程と専攻科課程においてそれぞれカリキュラム・ポリシーを定めています。

サレジオ工業高等専門学校のカリキュラム・ポリシー （教育課程編成・実施の方針）

■ 準学士課程

ディプロマ・ポリシーに掲げた能力を育成するため、一般科目において人文社会、自然科学に関する基礎学力を養うとともに、各学科では実践的基礎能力を培うための専門科目を用意し、各学年に配置しています。

A. 幅広い教養の基に多面的に物事をとらえ、技術者としての使命を自覚し、行動できるチャレンジ精神溢れる技術者を育成するために、

1. 低学年次から高学年次にかけて、他の学習者との関わりを持つ科目を設け、これを集団学習やグループ学習により展開する。
2. 低学年次から高学年次にかけて、多様性や社会性を育成するための一般および専門科目を設け、講義を主とした学修方法により展開する。
3. 高学年次に、技術の歴史に基づいた技術者倫理を育成する科目を設け、講義を主とした学修方法により展開する。

B. 専門分野について、その基礎理論および原理を理解し、自主的に継続的に学ぶことができる技術者を育成するために、

1. 低・中学年次に数学、物理、化学などの自然科学系科目を設け、講義や演習を主とした学修方法により展開する。
2. 低・中学年次に専門に関わる基礎科目を設け、講義・演習を主とした学修方法により展開する。
3. 中・高学年次に各分野の専門科目を設け、講義・演習・実験・実習を主とした学修方法により展開する。

C. コミュニケーション能力とプレゼンテーション能力を身につけた社会性豊かな技術者を育成するために、

1. 低学年次から高学年次にかけて、日本語によるコミュニケーション能力および文書作成能力を育成するために、国語（日本語）系科目を設け、講義を主とした学修方法により展開する。
2. 低学年次から高学年次にかけて、外国語によるコミュニケーション能力を育成するために語学系科目を設け、演習を主とした学修方法により展開する。
3. 教育課程の進捗に合わせて、プレゼンテーション能力を育成するために、講義・演習・実験・実習科目を展開する。

D. 他者と協力して問題解決に当たることができる技術者を育成するために、

1. 教育課程の進捗に合わせて、専門分野の知識や技術を活用する問題解決型科目を設ける。
2. 教育課程の進捗に合わせて演習・実験・実習科目群を編成する。
3. 高学年次に卒業研究を設け、新規課題への取り組み、自主的な学習、問題解決能力、プレゼンテーション能力を育成する観点から、総合的な学習を展開する。

成績評価に関する方針

1. 講義科目においては、科目ごとの到達目標を設定し、試験の結果や演習・レポートなどの平常の取り組みを総合的に勘案し、到達目標に対する到達度を評価する。
2. 演習・実験・実験・実習および問題解決型科目などの実践的科目においては、課題への取り組み状況、レポート、発表などを総合的に勘案し、到達目標に対する到達度を評価する。
3. 卒業研究においては、研究成果をまとめた論文や製作、研究発表、取り組み経緯などを総合的に勘案し、到達目標に対する到達度を評価する。



Admission Policy

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

アドミッション・ポリシーとは、本校の準学士課程および専攻科課程に入学を希望する者に対して、本校がどのような知識や気質を求めているのか定めた基本的な方針です。また本校は全国で唯一のカトリック・ミッションの工業高等専門学校であるので、人間性についても触れられているのが特徴です。

本校では、準学士課程と専攻科課程においてそれぞれアドミッション・ポリシーを定めています。

サレジオ工業高等専門学校のアドミッション・ポリシー

（入学者受け入れの方針）

準学士課程

準学士課程では、**ディプロマ・ポリシー**に示される「基礎力」、「実践力」、「コミュニケーション力」、「人間性」、「国際性」を備えた技術者を育成するために、以下のような人を受け入れます。

【1年次】

1. 本校準学士課程で学ぶために、中学校等で身に付けるべき ① 知識・技能、② 思考力・判断力・表現力、③ 主体性を持った人
2. 人の優しさを受け入れ、感謝の気持ちを大切にできる人
3. 目標に向かって困難に挑戦する意欲があり、自分のために継続して努力できる人
4. 母国の文化を大切にし、異文化交流に積極的に取り組める人

専攻科課程

専攻科課程では、以下のような人を受け入れます。

1. 本校専攻科課程に入学するまでの学修において、確かな基礎学力及び主体的に学ぶ態度を身につけた人
2. 物事を論理的に考え、それらを文章や言葉で表現できる人
3. 技術者として社会に貢献したい人
4. 基本的なコミュニケーション力を身に付けている人

(2)専任教員数

■ 専任職別教員数・男女別教員数

職名	校長	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
男	1	13	14	10	2	0	40
女	0	0	1	2	1	0	4
合計	1	13	15	12	3	0	44

■ 専任教員年齢数別／職階別構成

職名	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～	合計
校長	0	0	0	1	0	1
教授	0	0	1	9	3	13
准教授	0	2	9	4	0	15
講師	0	4	7	0	1	12
助教	2	1	0	0	0	3
助手	0	0	0	0	0	0
合計	2	7	17	14	4	44

■ 専任教員1人当り学生数（本科）

16.48人

■ 非常勤教員を含む1人当り学生数（本科）

8.73人

■ 専任教員数と非常勤教員数の比率

44対39

■ 収容定員充足率

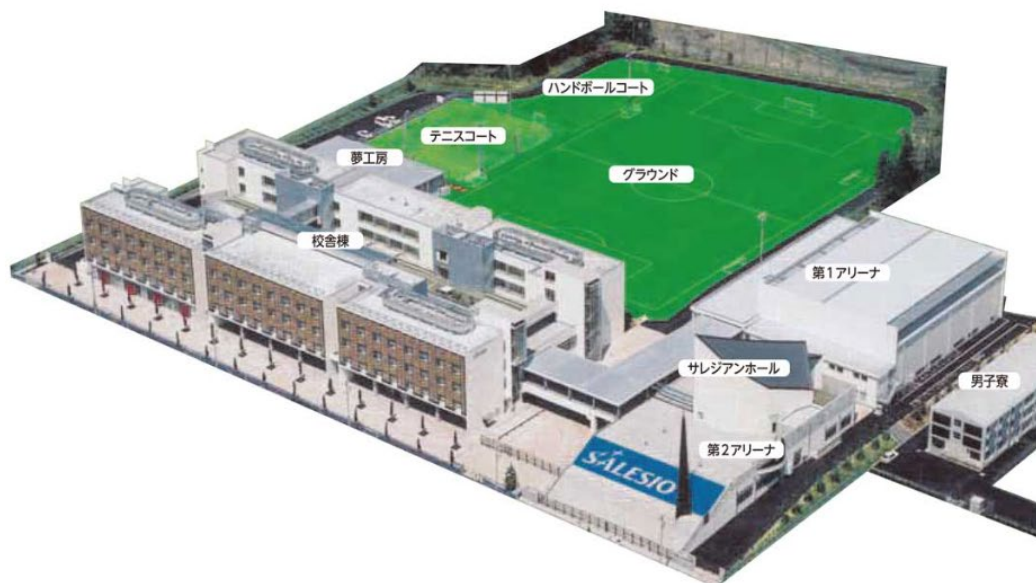
本科	全体	82.4%
	デザイン学科	87.8%
	電気工学科	50.0%
	機械電子工学科	85.0%
	情報工学科	95.3%
専攻科		82.1%

(3)校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境

Facility 施設・設備

サレジオ高専には本校ならではの様々な施設・設備があります。ここではその一部をご紹介します。

※耐震化について：サレジオ高専は、2005年（平成17年）1月31日の移転に伴う新築校舎です。したがって1981年（昭和56年）6月1日以降の新耐震基準で建てられ、耐震化率は100%です。



Other Support



キャリアサポート



メディアサポート



地域交流サポート



国際交流サポート



基礎教育サポート



学生支援センター



施設・設備

Career support キャリアサポート

サレジオ高等は、就職・進学活動の支援に加えてキャリア形成に関わる様々な支援を行っています。

キャリア形成とは、キャリア教育の一環を担うものであり、「自分自身の長い人生をどのように自分らしく生きていくのかを設計し、その夢や希望を実現するための方法を探索しながら、そのために必要な知恵と力を身につけていくことである」と定義されます。

学生生活を送っていくなかで、社会人に必要とされる基礎能力・態度の充実とあわせ、キャリア形成を確実に実践し、明るく・楽しく・前向きに生活している将来の自分づくりに備えていくことは、極めて重要なことです。まずは企業への就職・専攻科・大学への進学の実現、そして自らの将来の「夢」の実現に向けて、積極的に取り組んでください。

 [キャリアサポートの取り組み\[PDF\]](#)

How to use

時間・場所

場所: ・ 2階 203教室

開室時間: ・ 平日 9:00～17:00

※変更がある場合は事前に203教室前で掲示により告知します。

サポートについて

資料の閲覧・各種証明書等の申請・相談等を行う事ができます。またWebClassでも、求人票など一部資料の閲覧や申請書類のダウンロードが可能です。ぜひご利用ください。

※WebClassのログインには**学校内のPCにログインする際のIDとパスワードの入力**が必要です。

サレジオ高等 WebClass 

Career

進路
(進路実績・進路状況)

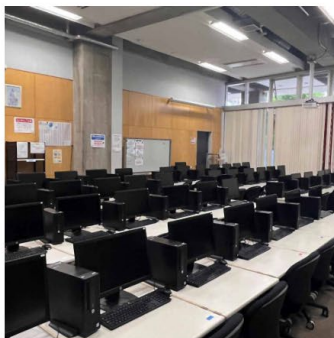
関連記事

本校のキャリアサポートに関する記事を以下のリンクからご覧いただけます。

 Salesian Polytechnic
TOPICS & EVENT Site
《キャリアサポート》の記事一覧

Other Support





主なサポート内容

1. 図書館の管理、運営、情報提供、学生利用環境について担当し、図書情報に関する研究を通じて教職員への教育研究サービス、また学生利用の促進を通して情報教育、人格形成に寄与する。
2. 情報ネットワークシステムの管理、運営、情報提供、学生利用環境について担当し、情報教育環境の整備、学内の情報環境の整備、支援サービスに努める。

サレジオ高等学校 図書館

サレジオ高専 総合メディアセンター

Other Support



キャリアサポート



メディアサポート



地域交流サポート



国際交流サポート



基礎教育サポート



学生支援センター



施設・設備



Regional exchange support 地域交流サポート

サレジオ高等は、多摩境への移転を機に、広く地域に開かれた教育機関として近隣の町田、八王子、相模原を中心に産学官事業への積極的な参加を実施してきました。

現在は、産学官連携の拠点及び学内外共同研究施設として、本校の教育、研究および地域企業との共同研究や技術交流等を推進するとともに、地域との連携活動を通して地域社会に貢献することを目的として活動しています。

さらに、地域のさまざまな要望に応えるため、様々な教育・文化事業にも取り組んでいます。町田、八王子、相模原の市民大学等での公開講座の実施をはじめ、研究会参加やボランティア活動などの地域支援事業も積極的に行っています。

Other Support



キャリアサポート



メディアサポート



地域交流サポート



国際交流サポート



基礎教育サポート



学生支援センター



施設・設備

International exchange support 国際交流サポート

本校の教育目標の一つである「国際性」：「海外の人々と交流するために必要とする基本的な力」を養うための海外のサレジオ会との強い連携を活かした様々なプログラムを提供しています。

【1】サレジオ高等教育機構IUSについて

世界に広がるサレジオ会系学校のうち、高等教育（大学レベル）以上の教育を行っている教育機関で「サレジオ高等教育機構IUS」を構成しています。その中で「工学教育」を行っている高等教育機関により、2005年5月にIUS工学グループ（IUS-Eng）が設立されました。本校もそのひとつに属し、「アジアの地域の活動の中心」としての役割が与えられています。この独自の世界ネットワークを生かして互いの智慧を交換する活動も進んでいます。

【1】-1 直近の国際交流（IUSミーティング）

2019年3月7～9日には、再生可能エネルギーをテーマにフィリピンやバブアニューギニア、セブのIUS加盟校から教授を招聘し、国際社会のエネルギー問題に貢献すべく活発なセッションを行いました。今後5～6年かけて下記の3つのステップでさらなる発展を目指します。

First Step

Assessment and evaluation of the Renewable Energy Education at Salesio Japan, DBTC Mandaluyong, DBTC – Cebu, and DBTC PNG.

(From March, 2019 to August, 2020) Each institution will gather data about what they are doing in educating the students regarding renewable energy. It has been agreed that the study will cover only the participants' institution, not the whole region, and that only students in technical programs will be involved. The output of this will be presented in the JSEE International Conference.

Second Step

Development of Curriculum for Renewable Energy Education.

(From August, 2019 to April, 2020) The data gathered in the first step will be used to develop a curriculum which will then be implemented on each institution.

Third Step

Analysis, Evaluation and Improvement of the Curriculum.

Results on the application of the curriculum on the institutions.

関連リンク（学外）

- ▶ Salesian Institutions of Higher Education – IUS
- ▶ Continental Networks - Salesian Institutions of Higher Education

Other Support



キャリアサポート



メディアサポート



地域交流サポート



国際交流サポート



基礎教育サポート



学生支援センター



施設・設備



Academic support

基礎教育サポート

基礎教育サポートとして、学生の学力に応じて正課授業についての補習を行っています。

また、学力優秀な学生や勉学意欲の高い学生を対象として、正課授業よりさらに進んだ内容の学習を企画し運営しています。

本校の教育上ベースとなる科目として数学と英語を補習科目に指定しています。

現在はブレテックに所属する1-2年生を対象として、補習授業を企画していますが、本校に入学が確定した入学前の生徒や本校の3-5年生を対象とした補習までを一括で企画・運営することを視野に入れています。

Other Support



キャリアサポート



メディアサポート



地域交流サポート



国際交流サポート



基礎教育サポート



学生支援センター



施設・設備

Assistenza Center 学生支援センター

学生支援センターは、学生のみならずが健やかなキャンパスライフを送ることができるようアシストするセンターです。関係部署との連携・協働のもと、適切なケア・サポートを提供することを目指しています。Collaboration（コラボレーション）・Communication（コミュニケーション）・Consultation（コンサルテーション）を業務の基本3Cとし、学生の方や保護者の方からの相談を承り、どのような支援が提供できるかをチームとして検討するようにしています。

Information

学生支援センターからのお知らせは以下のページをご覧ください。

サレジオ高専 学生支援センター®

Other Support



キャリアサポート



メディアサポート



地域交流サポート



国際交流サポート



基礎教育サポート



学生支援センター



施設・設備

Access 交通アクセス

本校では学生の安全確保のため警備員による出入の確認・外来者の受付を行っています。

ご来校の皆様にはご不便をお掛けいたしますが、次の点に関しましてご理解、ご協力下さいますよう、お願い申し上げます。

- 〒194-0215 東京都町田市小山ヶ丘4-6-8
- 京王相模原線 多摩境駅下車 徒歩 約10分
- JR横浜線・京王相模原線 橋本駅北口から『橋76』神奈中多摩車庫行き利用 「響きの丘」バス停下車



 多摩境駅からの通学指導動画 (YouTube)

※ご来校時の注意

お車でのご来校はお断りしております。公共交通機関でお越し下さい。

周辺道路、近隣店舗（特にスーパーアルプス）への駐車は絶対になさらないようお願い致します。

公開行事、保護者所用以外でご来校される場合は、必ず事前にアポイントメントをお取りの上、守衛室にて手続きをお取りください。（ご来校時のお願い https://salesio-sp-notice.blogspot.com/p/blog-page_14.html）

また、緊急な要件、特別な事情の場合は、守衛室にお申し出下さい。

(4)授業料、入学料その他の大学が徴収する費用

(単位:円)

本科	1年	2年	3年	4年	5年
授業料	630,000	630,000	630,000	990,000	990,000
実験実習費	48,000	48,000	48,000	60,000	60,000
校費	81,000	81,000	81,000	81,000	81,000
施設設備費	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000
課外教育費	45,000	—	—	—	—

- ・入会金 300,000円
- ・入学検定料 20,000円＋通信費 1,000円

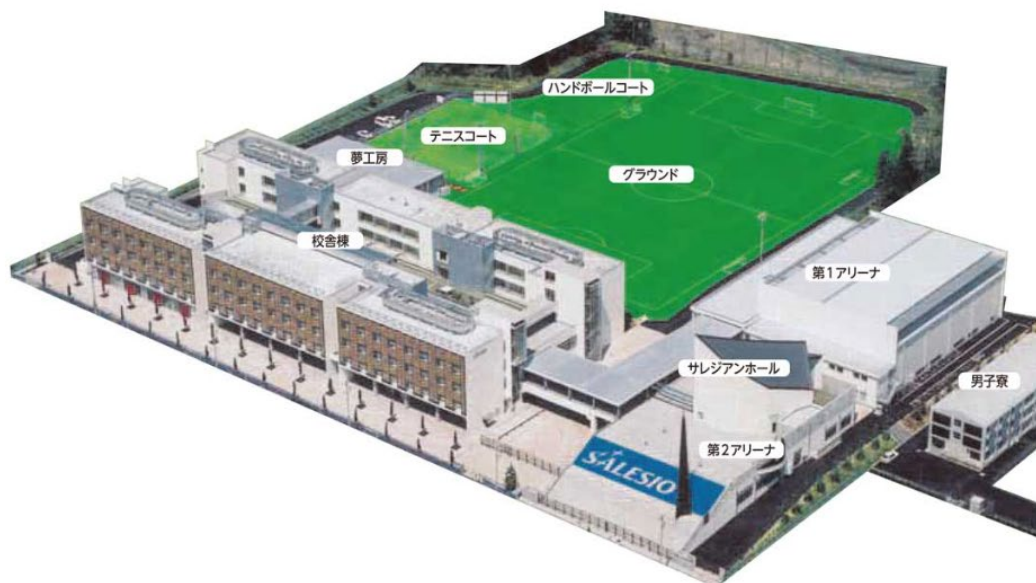


(5)校舎等の耐震化率及び耐震化完了計画

Facility 施設・設備

サレジオ高専には本校ならではの様々な施設・設備があります。ここではその一部をご紹介します。

※耐震化について: サレジオ高専は、2005年（平成17年）1月31日の移転に伴う新築校舎です。したがって1981年（昭和56年）6月1日以降の新耐震基準で建てられ、耐震化率は100%です。



Other Support



キャリアサポート



メディアサポート



地域交流サポート



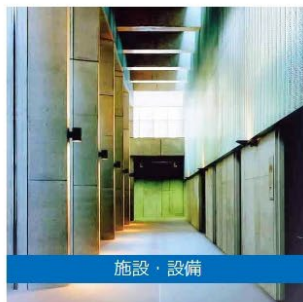
国際交流サポート



基礎教育サポート



学生支援センター



施設・設備

(6) 寄附行為、役員等名簿、役員報酬等基準

学校法人育英学院寄附行為

学校法人認可

昭和26年2月26日

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人育英学院と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都町田市小山ヶ丘四丁目6番8号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従いつつ、カトリックの教育精神及び設立母体であるカトリック・サレジオ修道会の創立者ヨハネ・ボスコの教育理念に基づく学校教育を行い、社会に有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) サレジオ工業高等専門学校（電気工学科、機械電子工学科、情報工学科、デザイン学科）
- (2) サレジオ中学校
- (3) サレジオ小学校
- (4) 目黒サレジオ幼稚園
- (5) 足立サレジオ幼稚園
- (6) 町田サレジオ幼稚園

第3章 機関の設置

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上7名以内
- (2) 監事 2名

2 この法人に、評議員を7名以上8名以内置く。

- 3 この法人に、会計監査人1名を置く。
- 4 評議員の実数は、理事の実数を超える数でなければならない。

(理事・評議員選任機関)

第6条 この法人の理事・評議員選任機関の構成員は、理事2名、評議員2名、カトリック・サレジオ修道会日本管区長1名とする。

- 2 理事・評議員選任機関の構成員は、理事2名については理事会、評議員2名については評議員会の決議によって選任する。
- 3 理事・評議員選任機関の構成員の任期は3年とする。
- 4 理事・評議員選任機関は、当該理事・評議員選任機関の決議によって定められた者が招集する。
- 5 理事・評議員選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 6 理事・評議員選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。
- 7 理事・評議員選任機関の決議は、理事・評議員選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 8 監事又は評議員会は、理事・評議員選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事・評議員選任機関招集権者に対し、理事・評議員選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事・評議員選任機関招集権者は、理事・評議員選任機関を招集しなければならない。
- 9 理事・評議員選任機関の議事録その他理事・評議員選任機関の運営に関し必要な事項は、理事・評議員選任機関運営規程で定める。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

(理事の選任)

第7条 理事は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 校長のうちから理事・評議員選任機関において選任した者 1名
 - (2) 前号に掲げるもののほか、理事・評議員選任機関において選任した者 5名以上6名以内
- 2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(理事の資格及び構成)

第8条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(理事の任期)

第9条 理事の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 理事は再任されることができる。

(理事の解任及び退任)

第10条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事・評議員選任機関の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき

2 理事が前項のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事・評議員選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。

3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事・評議員選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

4 理事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(理事に欠員が生じた場合の措置)

第11条 理事は第5条に定める定数を下回ることになったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第2節 理事会及び理事の職務等

（理事会の構成）

第12条 理事会は、全ての理事で組織する。

（理事会の権限）

第13条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

（理事の職務）

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。
- 3 理事（理事長を除く。）のうち1名以内を代表業務執行理事とすることができる。代表業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。
- 4 理事のうち2名以内を業務執行理事とすることができる。業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。
- 5 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 6 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 7 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 8 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。

（代表権の制限）

第15条 理事長及び代表業務執行理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事の報告義務）

第16条 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、3月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第3節 理事会の運営

(招集)

第17条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事長が、前項の請求があった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(運営)

第18条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 前条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(決議)

第19条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) この寄附行為の変更
 - (2) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
 - (3) 基本財産の処分
 - (4) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (5) 残余財産の帰属者の決定
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

(2) この法人の合併

4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第20条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第21条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第46条第2項において同じ）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第5章 監事

第1節 選任及び解任等

(監事の選任)

第22条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 評議員会は、監事の総数が2名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

(監事の資格)

第23条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

(監事の任期)

第24条 監事の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 監事は、再任されることができる。

(監事の解任及び退任)

第25条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき

2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

3 監事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第26条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第27条 監事は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

2 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第2節 職務等

(監事の職務)

第28条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事・評議員選任機関を含む。）に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事・評議員選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事・評議員選任機関の招集を請求すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務。
- 2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事・評議員選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

(常勤監事の選定及び解職)

第29条 監事のうち1名を常勤監事とすることができる。常勤監事の選定及び解職は、監事の過半数の合意をもって行う。

(理事の行為差し止め)

第30条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第6章 評議員会及び評議員

第1節 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任)

第31条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、理事・評議員選任機関において選任する。

- (1) この法人の職員のうちから選任した者 2名
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから選任した者 1名
- (3) 学識経験者のうちから選任した者 4名以上5名以内
- 2 前項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 3 理事・評議員選任機関は、評議員の数が第1項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。

(評議員の資格)

第32条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(評議員の任期)

第33条 評議員の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第34条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき
- 2 評議員は、次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

- 3 評議員は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第2節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第35条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第36条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

- 2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 重要な資産の処分又は譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- (4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
- (5) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに關する寄附行為の変更
- (2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (3) 合併

(理事の行為の差止めの求め)

第37条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第30条の請求を行うことを求めることができる。

- 2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（責任追及の訴えの求め）

第38条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第3節 評議員会の運営

（開催）

第39条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第40条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の30日前までにしなければならない。
- 4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
 - (4) 私立学校法施行規則で定める事項
- 5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(評議員による招集)

- 第41条 前条第2項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。
- 2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。
- 3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(監事による招集)

- 第42条 第28条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第40条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。
- 2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(招集手続の省略)

- 第43条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

- 第44条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

(決議)

- 第45条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議
- 3 前2項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。
- 4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

- 第46条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければな

らない。

- 2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

(役員の出席等)

第47条 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

- 2 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第7章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

第48条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

- 2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。
- 3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第8章 会計監査人

第1節 選任及び解任等

(会計監査人の選任)

第49条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第50条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第51条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第52条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

- 2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。
- 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第53条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第2節 会計監査人の職務等

(会計監査人の職務等)

第54条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - (2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - (3) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第9章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第55条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第56条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上7年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第57条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第58条 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

- 2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号

に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には1か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

- 4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。
- 5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

（責任限定契約）

第59条 理事（理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

第10章 資産及び会計

（資産）

第60条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

（資産の区分）

第61条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

（基本財産の処分の制限）

第62条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第63条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第64条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第65条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第66条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第67条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 計算書類
 - (4) 計算書類の附属明細書
 - (5) 財産目録
- 2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第68条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第74条第2号において同じ。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評

議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

（資産総額の変更登記）

第69条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第11章 寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第70条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第12章 解散及び合併

（解散）

第71条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 文部科学大臣の解散命令

- 2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第72条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除

く。)における残余財産は、カトリック・サレジオ修道会を母体とする学校法人又は教育事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人のうちから、解散のときにおける理事会の決議により選定した者に帰属する。

(合併)

第73条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第13章 補則

(情報の公表)

第74条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容

(公告の方法)

第75条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(施行細則)

第76条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(附 則)

附則 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	ガストン・デュメ
理事	アルビノ・マルゲビチウス
理事	ヴィンセンツォ・チマッチ
理事	恵 美 漸 吉
理事	本 田 善一郎
監事	クロドヴェオ・タシナリ
監事	ウルデリコ・ロマニ

附則 この寄附行為は、昭和26年2月26日から施行する。

附則 この寄附行為は、東京都知事の認可の日（昭和34年9月10日）から施行する。

附則 この寄附行為は、東京都知事の認可の日（昭和35年3月12日）から施行する。

附則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和37年12月15日）から施行する。

附則 この寄附行為は、昭和38年4月26日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和38年10月3日）から施行する。

この法人の合併当初の役員は次のとおりとする。

理事（理事長）	ヨハン	ダルクマン
理事	ヨハネ	ペトラッコ
理事	ニコロ	タッサン
理事	ヨゼフ	フィグラ
理事	恵美	漸吉
理事	本田	善一郎
理事	アルビナス	マルゲビチウス
監事	クロドヴェオ	タシナリ
監事	アルフォンソ	クレヴァコーレ

附則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和40年6月19日）から施行する。

附則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和42年3月13日）から施行する。

附則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和43年3月30日）から施行する。

附則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和50年1月30日）から施行する。

附則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和51年2月28日）から施行する。

附則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和58年4月1日）から施行する。

附則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成元年12月22日）から施行する。

附則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成2年3月22日）から施行する。

附則 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成9年2月12日）から施行する。

附則 （育英工業高等専門学校のグラフィックエ学科及び工業デザイン学科の存続に関する経過措置）

育英工業高等専門学校のグラフィックエ学科 及び工業デザイン学科は、改正後の寄附行為第4条1号の規定にかかわらず平成9年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年4月1日）から施行する。

附則 平成17年3月28日理事会決議のこの寄附行為は平成17年4月1日より施行する。

附則 平成19年5月29日理事会決議のこの寄附行為は平成19年7月1日から施行する。

附則 （電子エ学科の存続に関する経過措置）

電子エ学科は、学則第7条の規定にかかわらず平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則 平成21年2月23日理事会決議のこの寄附行為は平成21年4月1日から施行する。

附則 （デザインエ学科の存続に関する経過措置）

デザインエ学科は、学則第7条の規定にかかわらず平成21年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成21年8月25日）から施行する。

附則 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成28年7月13日）から施行する。

附則 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成31年2月21日）から施行する。

附則 令和2年3月16日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附則Ⅰ 令和7年2月17日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から

施行する。ただし、会計監査人に関する規定は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。
- 3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。

役員

2025年5月21日現在

理事 (理事長)	並木 豊勝	
理事	小島 知博	育英学院 学院長 サレジオ工業高等専門学校 校長
	北川 純二	サレジオ小学校・中学校 校長
	三島 心	目黒サレジオ幼稚園 園長
	菅野 正一	常務理事
	米本 光男	外部理事
	木村 彰男	外部理事
監事	須藤 哲史	常勤監事
	大川 千寿	

評議員

2025年5月21日現在

松永 伸子	山野邊 基雄
奥山 勇人	田中 亜矢子
田村 寛	木戸 能史
春山 ミカエルラップ	浦田 慎二郎



学校法人育英学院役員及び評議員の報酬等に関する規程

平成 2 年 3 月 1 3 日制定
平成 5 年 5 月 2 5 日改正
平成 1 8 年 6 月 2 7 日改正
平成 2 1 年 4 月 2 0 日改正
平成 2 3 年 6 月 2 0 日改正
平成 2 4 年 4 月 1 日改正
平成 2 5 年 4 月 1 日改正
平成 2 6 年 4 月 1 日改正
平成 2 9 年 6 月 2 9 日改正
令和 2 年 3 月 2 6 日改正
令和 7 年 5 月 2 1 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人育英学院（以下「学院」という。）の寄附行為第 57 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬、賞与及び退任慰労金（以下「報酬等」という。）の支給の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、常務理事及びその他の学院を主たる勤務場所とする理事であって、次号に該当する職員理事を除いた者をいう。
- (3) 職員理事とは、学院の職員（学長、校長を含む。）として給与の支給を受けている理事をいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (4) 非常勤理事とは、前 2 号以外の理事をいう。
- (5) 常勤監事とは、監事のうち、学院を主たる勤務場所とする者をいう。
- (6) 非常勤監事とは、前号以外の監事をいう。
- (7) 職員評議員とは、学院の職員（学長、校長を含む。）として給与の支給を受けている評議員をいう。
- (8) 報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。
- (9) 費用とは、役員又は評議員として職務の執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員及び評議員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事及び常勤監事に対しては、月額報酬、賞与を支給する。
 - (2) 非常勤理事及び非常勤監事に対しては、月額報酬を支給する。
 - (3) 評議員（職員評議員を除く。）に対しては、報酬等を支給しない。
- 2 職員理事及び職員評議員に対しては、報酬等は支給しない。
- 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の月額報酬には、交通費を含むものとする。

(役員の報酬額)

第 4 条 理事長に対する報酬月額、別表第 1 のとおりとする。

常勤理事及び常勤監事に対する報酬月額は、別表第 2 のとおりとする。

なお、通勤手当は育英学院教職員給与規程第 1 6 条にもとづいて支給する。

- 2 非常勤理事及び非常勤監事に対する報酬月額は、別表第 3 のとおりとする。
- 3 新たに常勤理事又は常勤監事に就任した者には、その日あるいは翌月から報酬を支給する。
- 4 常勤理事若しくは常勤監事が退任し又は解任された場合は、当月までの報酬を支給する。

(常勤理事及び常勤監事の賞与の算定方法)

第 5 条 常勤理事及び常勤監事に対する賞与の額は、次のとおりとする。

- (1) 夏季賞与 報酬月額の 1.5 か月分
- (2) 年末賞与 報酬月額の 1.5 か月分

(評議員の報酬)

第 6 条 評議員（職員評議員を除く。）に対する報酬は、支給しない。

(退任慰労金の支給)

第 7 条 退任慰労金は原則支給しない。

（報酬等の支給方法）

第8条 常勤理事及び常勤監事の報酬等の支給日、支給方法、端数計算等については、給与規程第16条を準用し、「給与」とあるのは「報酬」に、「期末手当」とあるのは「賞与」に、それぞれ読替えるものとする。

（交通費及び費用）

第9条 評議員（職員評議員を除く。）には、評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、交通費を別表4のとおり支給する。

2 役員及び評議員が職務執行のため出張した場合は、当該役員及び評議員に対して旅費を支給することがある。

3 役員及び評議員が職務の執行に当たって、前2項以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（作成、備置き及び閲覧）

第10条 学院は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

2 学院は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間、その写しを従たる事務所に3年間、備え置かなければならない。ただし、この規程を電磁的記録で作成し、インターネットを通して従たる事務所において次項で定める閲覧請求に応ずることを可能とする措置をとっているときは、この限りでない。

3 学院は、何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

（公表）

第11条 学院は、この規程を学園のホームページに公表する。

（改廃）

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程の改正は、令和7年6月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条第 1 項関係）

理事長の報酬額

理 事 長	月 額 15 万円
-------	-----------

別表第 2（第 4 条第 1 項関係）

常勤理事及び常勤監事の報酬額

常 務 理 事	月 額 23 万円
常 勤 監 事	月 額 23 万円

別表第 3（第 4 条第 2 項関係）

非常勤理事及び非常勤監事の報酬額

非 常 勤 理 事	月額 5 万円
非 常 勤 監 事	月額 5 万円

別表第 4（第 9 条関係）

評議員の交通費

評 議 員 （職員評議員を除く。）	評議員会等に出席その他法人の業務	日額 5 千円
----------------------	------------------	---------